

危険物新聞

第164号

発行所 大阪府危険物品協会連合会

発行人 田宮 呉 策

大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階

TEL (531) 9717, 5910

定価 1部20円

第2回取扱主任者試験

合格率 43.5%

例回より多い欠席者

大阪府では7月24日から29日まで関大天六学舎で、乙種第4類の主任者試験を行ったが、8月7日合格者を発表、8月23日免状交付申請を受付け、即日交付した。

合格率は前回よりやや悪く、又欠席率も7.1%と例回に比べ高かった。

受験申請者	3081
欠席者	218
実受験者	2763
合格者	1201
合格率	43.5%

最近の大阪府乙種4類合格率

41年3月	43%
41年5月	44%
41年10月	55%
42年2月	53%
42年5月	49%
42年7月	44%

次は10月下旬

甲種と乙種4類実施予定

大阪府第3回目の主任者試験は10月下旬の見込みで、甲種と乙種第4類が行われる予定。

尚準備講習は10月上、中旬で、9月下旬にはその申込み受付が行われるものと思われる。

目次

試験結果	1
消防法一部改正	1
プロセスの安全指針	2
危険物施設火災	4
最近の通達	6
質疑応答	7

消防法一部改正 LPGの届出制 43.4.1 から施行

消防庁では最近の火災事例におけるアセチレンガス、液化石油ガス等の影響について検討していたが、7月25日付消防法を改正し、これらの物品の貯蔵取扱う者は、あらかじめ消防署長に届出ることとした。又第35条、第36条関係の救急業務に関する事項についても一部改正した。

第9条関係及び附則は次のとおり。

第9条の2 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この限りではない。
前項の規定は、同項の貯蔵又は取扱いを廃止する場合について準用する。

第9条の3 別表で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物、油かすその他政令で定める危険物に準ずる可燃性の物品又はわら製品、木毛その他これらに類する物品で火災が発生した場合にその拡大がすみやかであり、若しくは消火の活動が著しく困難となるものの貯蔵又は取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、第1条中消防法第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に1条を加える改正規定並びに第2条中消防組織法第4条第1号及び第2号に係る改正規定並びに同法第18条の2の改正規定は昭和43年4月1日から施行する。
- この法律の施行の際、現に改正後の第9条の2第1項に規定する物質を貯蔵し、又は取り扱っている者に対する同項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「昭和43年4月1日から30日以内に」とする。

プロセスの安全指針 (その4)

上原陽一 訳

4. プロセスの特殊危険性

物質<危険>因子は、以下示す計算法で与えられる。プロセスの特殊危険性に関する百分率を付加することによって、値が大きくなる。

A 制御困難な反応またはプロセス 50~100%付加する。
反応自身の性質のために、制御できなくなる可能性の大きい発熱反応には50~100%付加する。
例；ニトロ化、ある種の重合、フリーデル・クラッツ反応

B 高圧

- (1) 圧力17.5kg/cm²~210kg/cm² 30%付加する。
- (2) 圧力210kg/cm²以上 60%付加する。

ASME (アメリカ機械学会) の火なし高圧容器に関する規定の上限は、210kg/cm²である。これ以上では、レンズ形、円錐形シールあるいはこれと同等の能力のある密封装置は、フランジによる密封方式で用いねばならない。この危険は、高圧から大気中へ放出される流体の、大きな潜在膨脹力の結果生じるものである。この因子は射出または注入成形に用いてはならない。

C 低圧 0~100%付加する。

常圧または減圧下で操作するプロセスで、空気や汚染物質が、系中へ漏洩しても危険を生じないときは、因子を付加しなくてもよい。

例；塩素の圧縮、グリコールの真空蒸溜

常圧または減圧下で操作するプロセスで、系の中へ空気または汚染物質が漏洩する結果、物質と反応して危険な状態になるときは、50%付加する。

例；過酸化物ができる危険をおかしてオレフィンを取扱う結果生じる接触重合および発火性物質。

常圧または減圧下で操作するプロセスにおいて、系の中へ空気や汚染物質が漏洩して蓄積し、爆発危険を生じるときは、100%付加する。

例；水素捕集系

D 高温

- (1) 自然発火温度の0.8倍以上の温度で取り扱うときは、25%付加する。
- (2) 260°C~538°Cで扱うときは、ガスに対しては10

%、液体に対しては20%付加する。

- (3) 538°C以上では、ガスに対しては15%、液体に対しては30%付加する。

E 低温 15~25%付加する。

この因子を付加する目的は、ふつうの炭素鋼の予想脆性(遷移温度)を斟酌するためである。テストを行なうか、あるいは鋼の温度が遷移温度以上なら、因子を付加しなくてもよい。

炭素鋼を利用し、-29°C~10°Cで操作を行なうプロセスには15%付加する。

-29°C以下で操作を行なうときは25%付加する。

F 爆発範囲内またはその付近での操作 0~150%付加する。

もし、プロセスが3-Aのように、空気中に可燃物を露出するため爆発範囲に入るなら、この因子は付加しなくてもよい。

タンクでの出し入れのように、蒸気相が時々だが正常な状態で爆発範囲に入る可燃性液体の貯蔵には、25%付加する。

たとえ大気中に通気しなくても、蒸気空間が事故時には通気のために爆発範囲に入るような、密閉容器での可燃性液体の貯蔵には、50%付加する。

上記2つの場合以外のプロセスで、操作が爆発範囲の近くで行なわれ、濃度を爆発範囲外に保つのが、計器に頼らざるを得ないときは、100%加算する。

例；トルエンの安息香酸への空気酸化

上述の最初の2つ以外の場合で、常に爆発範囲で操作されるプロセスには、150%付加する。

例；酸化エチレンの蒸溜

G 粉塵またはミスト(mist)の爆発危険 30~60%付加する。

この因子は、実際に危険が存在する場合にのみ適用する。たとえば、ポリエチレンのペレットは、ある条件下で輸送すれば、粉塵爆発の危険を生じないことが分っているので、このようなときには、この因子は適用しない。もし因子を適用しないのなら、粉塵化が起らないことがはっきりしていなければならない。

誤った操作によってのみ、粉塵またはミスト爆発を起こす物質を取り扱うプロセスには、30%付加する。

例；破壊の危険がある高圧油圧機用オイルおよび酸化ジフェニール。

ミストの生成が可能であり、着火または爆発しやすい方法で液体が取り扱われるプロセスまたは操作には、50%付加する。

例；ダウサムA、ホース中の加圧用オイル

粉塵またはミスト生成の危険性が、ほとんど常時存在するプロセスには、60%付加する。

例；粉末ポリエチレンの取扱い

H 平均的爆発危険よりも大きいもの 60%付加する。

装置から放出されるような温度、圧力で、可燃性液体または液化可燃ガスを使用するプロセスでは、蒸発が急速に行なわれる結果、建築物あるいは敷地の広い範囲に亘って爆発濃度のガス（蒸気）を生成する可能性があるため、60%付加する。

水蒸気爆発をひきおこすプロセス、たとえば、溶融塩と冷水が接触するプロセスには、60%付加する。

爆発の原因となりうる、汚染物質の集積しやすいプロセス、たとえば、空気分離装置のようなものには、100%付加する。（減圧系への空気の洩漏についてはC項を見よ）

大量の可燃性液体（一種類のみ使用）

この項の目的は、特殊な可燃性液体の存在に無関係に増大する火災危険に対する因子を付加することにある。火災爆発指数が基礎をおいている液体よりも低い物質＜危険＞因子をもつ液体もまた存在している事実は、示唆された範囲内の低い方の値を使用することで説明できるだろう。大切なことは、可燃性液体の全量を考えることである。

- (1) 可燃性液体を7,570ℓ～22,710ℓ 収納している建築物や装置には、40～55%付加する。
- (2) 可燃性液体を22,710ℓ～75,700ℓ 収納している建築物や装置には、55～75%付加する。
- (3) 可燃性液体を75,700ℓ～189,250ℓ 収納している建築物や装置には、75～100%付加する。
- (4) 可燃性液体を189,250ℓ 以上収納している建築物や装置には、100%またはそれ以上付加する。

予防法と防護法の選び方

火災爆発指数は、火災のおこる場所と大きさ、すなわち、プラントの爆発危険性を評価するのに決められた。次の段階は、災害を中和するか、最小限にし、火災や爆発損失を償うため、予防法や防護法を適用することにある。

選定した方法は、この指針の終りに示した見本のように記録すべきである。方法を記録しておけば、受け入れた標準を更に改良するのに役に立つ。

本節に示す予防法と防護法についての一覧表は、適当な方法を選びだすのに役立つものである。表はかなり大がかりだが、完璧ではない。これ以外の方法は、プロセスについての判断と知識によって適当と考えるなら用いてもよい。

予防法と防護法は、この指針では次の3つに分類してある。

第1表 基本となる予防法と防護法

第2表 推奨できる最小限の予防法と防護法

第3表 特殊な予防法

1. 基本となる予防法と防護法

第1表には火災や爆発の危険のあるなしにかかわらず、常に守るべきものがあげてある。これらの方法は、プロセスがどんなものであろうとも、プラントの設計に適用できるものが多い。この基本的な予防法や防護法の規定を守らなければ、火災爆発指数の意味もなくなる。

第1表 基本となる予防法と防護法

A 消火用水の十分な供給	I 各種関係法令、規程の遵守 ^{注1)}
B 容器、配管、建築用鋼材の強度を考慮した設計	J 誤操作をしても危険を招かない安全装置の設置
C 緊急圧力放出装置	K 緊急車両の受け入れ場所および人員避難用出口の準備
D 耐腐蝕性と腐蝕しろの考慮	L 消火用水および化学物質の溢流を安全に導く排水設備
E プロセス・ラインおよび装置中の反応物質の隔離	M 工場内全可燃物の発火温度の80%以下となるよう高温表面の隔離
F 装置のアース	N ごく少数の例外を除いて全米電気規程の遵守 ^{注2)}
G 補助電気設備（トランス、しゃ断器等）の取付位置の安全	
H 事業損失に対して当然考えるべき防護（交流電源、予備の空気圧縮機等）	

注1) 原文では、法令のほか、ASME（アメリカ機械学会）、NEC（全米電気規程）、ASTM（アメリカ材料検査協会）、ASA（アメリカ規格協会）などの規定を守るようである。我国では、消防法、建築基準法、高圧ガス取締法、電気工作物規程、防爆指針、JISなどがこれらに該当する。

注2) 全米電気規程は、我国では、電気工作物規程および防爆指針に当るものである。（つづく）

大阪府危険物品協会

「製造所」等揭示板（ホーロー製）	¥400
「少量危険物取扱場」等揭示板（塗装製）	¥300
法改正に伴う	
「屋外タンクポンプ設備」揭示板（ホーロー製）	¥400
運搬用標旗（木綿製）	¥70
夜間運搬用揭示「危」（発光文字）	¥600
改訂新版危険物施設図解説各部	¥500
その他関係標示 申請用紙 図書	

大阪市危険物品協会

昭和41年危険物施設の火災

給油所火災が最も多い

都道府県報告

都道府県報告による消防庁統計によると、昭和41年中に全国で発生した製造所や給油取扱所の火災は、122件で、前年より9件減少し損害見積額3億5千万円、死亡5、負

傷104となっている。

対象物別では、給油取扱所の51件を筆頭に一般取扱所27件、製造所20件、屋外タンク12件、移動タンク5件、屋内貯蔵所3件、屋外貯蔵所3件、販売取扱所1件で、屋内タンク、地下タンク、簡易タンクは0である。

各都道府県別にみると、神奈川県24件、東京都22件、大阪府18件、福岡県6件、兵庫県6件で、和歌山、奈良県では0となっている。

出火原因に関する危険物等の製造所等別分類

区分	製造所等の別		一般取扱所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	
	総計	製造所									
焼失した製造所等の総数			122	20	27	3	12	5	3	51	1
出火原因に関する品名等	第1類	塩素酸塩類	1			1					
		過酸化水素A	1	1							
		硝酸塩類	1		1						
	第3類	炭化カルシウム	2		2						
		生石灰	1	1							
	第4類	アセトン	1		1						
		第1石油類	53	4	6		3		3	36	1
		アルコール類	1	1							
		第2石油類	15	6	4					5	
		第3石油類	8	1	7						
	第5類	動植物油類	4	3			1				
		硝酸エステル類	2	1		1					
	第6類	セルロイド類	2	1		1					
発煙硫酸		1						1			
その他	プロパンガス	3		1						2	
	延焼	10					8		2		
	その他	16	1	5				1	1	8	

<注> その他の項は摩擦、過熱、電気のショート、タバコの火等により、一般可燃物に着火した件数を記入したものである。

消防ポンプから家庭用消火器まで！
消防機器の総合メーカー



保険付
家庭用万能消火器ピーナス



- 梯子消防車
- 消防ポンプ車
- 保険付消火器
- クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33

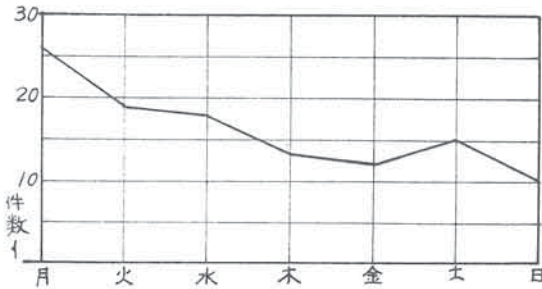
TEL (751) 1351

営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡

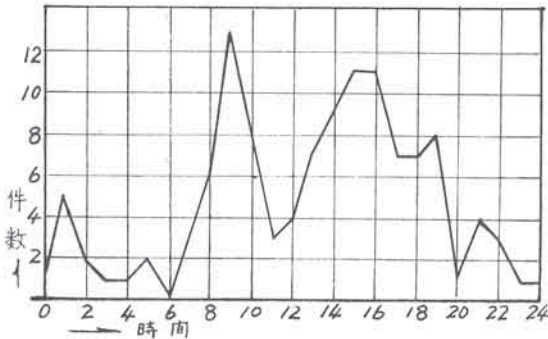
出火時の取扱主任者立会い状況を見ると、半数以上が立会い無しで出火している。とくに給油取扱所の火災では、その70%が立会い無しと報告されている。一方、製造所では、75%が主任者立会いのもとで出火しているが、これは作業自体が複雑で、危険な工程が潜在しているためと思われるが、予防規程の遵守、プロセスの点検整備により火災を減少させたいものである。

危険物施設における時間別火災発生状況、曜日別火災発生状況は次表のとおり。

危険物施設 曜日別火災発生状況



危険物施設 時間別火災発生状況



最近の通達

さきに消防庁では、タンクローリーの安全確保を図るため、運用基準を発令したが、今般その細目に関する資料を指示した。運用基準(本紙6月号重複)及び細目資料は次のとおり。

移動タンク貯蔵所の構造及び設備に関する運用基準

- 移動タンク貯蔵所は、当該車両の転覆等の事故を考慮して、次のイ又はロに適合するものとする。
 - イ、移動貯蔵タンクのマンホールの周囲には、マンホールを防護するための防護わくを設けること。この場合防護わくは、マンホールに附属した突起物の頂部を越える高さとする。
 - ロ、移動貯蔵タンクのマンホールのふた、注油口本体及び注油口ふたは、鋼板又はこれと同等以上の強度を有する材質のものでつくること。
- 上記1の基準は、原則として昭和42年8月1日以降に設置される移動タンク貯蔵所に関する運用基準であるが、当該期日前に設置されるものについても、努めて本基準に適合させるよう指導すること。

同細目に関する資料

- 運用通達のうち記1のイの防護わくは、厚さ2.3mm以上の鋼板で山型に造り、かつ、マンホールに附属した突起物の頂部より10mm以上の高さをもつものとするか又はこれと同等以上の防護効果のある構造のものとする。(例図省略)
- 運用通達のうち記1のロのマンホールのふた、注油口本体及び注油口ふたは、厚さ3.2mm以上の鋼板で造られたものであること。
- 鋼板と同等以上の強度を有する材質のものには、ステンレス鋼板等が該当するものであること。

追記

運用通達のうち記1のイ及びロは、選択事項であるが、第1石油類の危険度の高い危険物を貯蔵する移動タンク貯蔵所の構造及び設備は、イによるのが望ましいので、これら施設については、努めてイの構造及び設備とするよう指導されたい。

あらゆる消防設備・設計・施工

斎田式救助袋

三洋式誘導標識灯

自動火災報知設備

各種の
消火器
消火ホース

ケミカルホース
炭酸ガスマスク
エアホース
消火装置

株式会社 三和商会
大阪府西區江戶堀北通二丁目八
TEL 大阪 (43) 二四五六一九
ヤマト式消防器具
日本ドラッグミカル
斎田式救助袋(近畿地区)代理店

灯油の販売、一般取扱所

運用基準9月1日から実施(大阪市)

大阪市消防局では、さきに消防庁より通達された屋外の販売取扱所、小口詰替用一般取扱所についての運用基準を検討していたが、過密都市の性格から、一部修正して、9月1日より実施することになった。

なお他のほとんどの都市では消防庁通達をそのまま実施している。

建築物外に設ける販売取扱所の設置に関する運用基準

危険物の規制に関する政令(以下「政令」という。)第3条第2号の販売取扱所でその店舗を建築物外に設けるもの設置については、下記により運用するものとする。

記

次の(1)から(7)まで並びに政令第18条第2号及び第3章第4節に適合する施設は、販売取扱所として認めるものとする

- (1) 当該施設で取り扱う危険物が政令第2条第7号に定める屋外貯蔵所において貯蔵できる危険物であること。
- (2) 危険物の取扱量は、指定数量の3倍以下であること。
- (3) 当該施設は、湿潤でなく、かつ、排水のよい場所に設けられたものであること。
- (4)イ 当該施設の周囲には、不燃材料で造った防火上有効なへいを設け明確に区画すること。ただし、当該施設の周囲に延焼のおそれのある建築物その他の工作物がある場合は、その面する部分には耐火構造の防火上有効なへいを設けること。
- ロ 出入口には、防火上有効な扉を設けること。
- (5) 危険物の詰替えをする場所の地盤面は、コンクリートで舗装し、かつ、もれた危険物が外部に流出しないよう適当な囲い等を設けるとともに、ためますを設けること。
- (6) 当該施設には、業務上不可欠である場合に限り上屋等の設置を認めるものとし、その場合においては当該上屋等の屋根柱等是不燃材料で造ること。

(7) 当該施設の電気設備は、政令第18条第8号の電気設備の例によるものであること。

(注) 一般に屋内の販売取扱所及び本運用基準による販売取扱所における危険物の取扱いは、本運用基準(1)に掲げる危険物に限り、容器から容器への詰め替えを含めてさしつかえないものとし、当該施設の販売取扱所としての危険物の取扱量はその保有量をもって算定するものとする。

建築物外に設ける小口詰替専用の一般取扱所の設置に関する運用基準

危険物の取扱いが、もっぱら容器に危険物を詰替えるもので、かつ、当該危険物を保有する設備が地下タンク又は簡易タンクである施設の設置については下記により運用するものとする。

記

次の(1)から(3)まで及び政令第19条で準用する政令第9条第3号に適合する施設は、一般取扱所として認めるものとする。この場合において、危険物を保有する地下タンク又は簡易タンクについては、一般取扱所に含めて規制するものとする。

- (1) 当該施設で取り扱う危険物が政令第2条第7号に定める屋外貯蔵所において貯蔵できる危険物であること。
- (2) 危険物の保有量は地下タンク以外にあって指定数量の3倍以下、地下タンクにあっては指定数量の20倍以下であること。
- (3) 危険物の保有は、容器、簡易タンク又は地下タンクに限られること。
- (4) 当該施設は、湿潤でなく、かつ、排水のよい場所に設けられたものであること。
- (5)イ 当該施設の周囲には、不燃材料で造った防火上有効なへい(政令第17条第13号後段のへいの例によること)を設け、明確に区画すること。ただし、当該場所の周囲に延焼のおそれのある建築物その他の工作物がある場合は、その面する部分には耐火構造の防火上有効なへいを設けること。

株式会社
スタンダード石油大阪発売所



取締役社長 松村喜美
 本社 大阪市西区靱4丁目70番地
 TEL (443) 1271(代表)
 桜島油槽所 大阪市此花区梅町2の8
 TEL (461) 7186
 L.P.G長柄充塲工場 大阪市大淀区长柄東通り3-39
 TEL (928) 5788 (351) 1752-5044

【サービスステーション・電話】

道	頓	堀(27)5747	南	堀	江(53)6325	豊	中	本	町(52)1677	蒲	生(33)4893	千	里(34)4220
松		島(53)3097			(39)1290	生		玉(71)4622	新	町(53)3455			
空	心	町(92)3988	三	国	(33)8150	靱		(43)1270	玉	造(98)1765	粉	川	町
帝	塚	山(82)6070	小	阪(71)6849	両	替	町(31)2706						
長	居(61)9225	豊中セントラル	(53)2595	高	井	田(31)0084	海	老	江(49)6890	箕			面

給油所 他53ヶ所

- ロ 出入口には防火上有効な扉を設けること。
- (6) 危険物の詰替えをする場所の地盤面は、コンクリートで舗装し、かつ、もれた危険物が外部に流出しないよう適当な囲い等を設けるとともに、ためますを設けること。ただし、指定数量の3倍以上の危険物を取扱う施設あってはためますに油分離装置を設けなければならない。
- (7) 当該施設のある場所に上屋等を設ける場合は、当該上屋等の屋根、柱等是不燃材料で造ること。
- (8) 簡易タンクの位置、構造及び設備は、政令第14条(第1号から第4号(タンクの固定に関する規定を除く。))までを除く。)に掲げる簡易貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例によること。
- (9) 地下タンクの位置、構造及び設備は、政令第13条(第5号を除く)に掲げる地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例によること。
- (10) 地下タンクに接続して危険物を取り扱うための注油設備を設ける場合は、当該設備は政令第17条第1項第7号に定める給油取扱所の固定給油設備の例によること。ただし、ホースの長さは、当該施設の敷地外に出ない長さとする。
- (11) 注油設備は、防火上支障のない場所に設置するとともに、周囲のへいから1m以上の間隔を保つこと。
- (12) 当該施設に設置する消火設備は、当該施設で取扱う危険物に適應する第5種の消火設備を2個以上設けること。
- (13) 当該施設の電気設備は政令第19条の電気設備の例によるものであること。

解説

さきに給油取扱所の一部に灯油の一般取扱所を併設する緩和措置がとられたが、少量危険物取扱場を設置して指定数量以上の油を保有しているところが多く、火災予防上好ましくないで、今回このような緩和策がとられた。

今回の措置は保安距離、保有空地規制が極度に緩和されているので、市街地でのわづかの敷地でも設置することができるものと思われる。

質疑応答欄

免状の書換申請を怠ると無効か

【質問】 6類の危険物取扱主任者免状をもちますが、4類の試験を受けるので科目免除を申請したところ受け付けられませんでした。その理由は、去年10月に住所を変更したのですが、免状の書換手続きをしていなかったからということですか。

ところで、住所や勤務先が変更したくらいでそんなに難かしいことなのでしょう。又その手を忘れて怠っていると免状が無効になることがありますか。

【回答】 危険物の規制に関する政令、第33条、第34条で、氏名、本籍、現住所(勤務先は無関係)を変更したときは、遅滞なく免状の書換申請を、居住地又は勤務地を管轄する都道府県知事にしなければならないと定められている。それから、消防法第13条の2の⑥項で、知事は、免状被交付者が消防法又は消防法に基く命令に違反しているときは免状の返納を命ずることができる」と規定されているから、書換申請を遅滞なく申請しなかった場合は、政令違反という理由で免状の返納を命ぜられることがある。尚、科目免除の申請が受けられなかったのも政令第34条に違反していたからと思われる。

乙種から甲種への受験資格について

【質問】 ①甲種を受験する場合、6ヶ月以上の危険物取扱経験が要りますが、その危険物は1類から6類まですべての類の危険物を意味しますか。

②乙種の免状をとってから甲種を受験する場合1類から6類までの乙種免状が要りますか。

③乙種から甲種を受験する者は法令を免除されると聞いていますが。

【回答】 ①取扱経験の危険物は1品目でも結構です。

②乙種の1種類のみで資格はできません。

③この場合、法令の科目免除はありません。

一流メーカー品ばかりそろろう

ヤマト式 消火器
能美式 自動火災警報設備
サンヨー式 誘導灯
斎田式 避難器具

本社 大阪市北区空町1-5 電(351)9651
大阪営業所 大阪市東成区大今里南之町 電(971)5636
堺営業所 堺市大浜北町2-62 電(2)3562
西野田営業所 大阪市福島区茶園町128 電(461)3163



真弓興業株式会社

大阪市に警備方面隊

4方面隊で8月1日発足

大阪市消防局ではかねて懸案中の警備方面隊を8月1日から新設した。これは日々複雑大型化する災害に対処するため、消防技術の破綻指導と警備計画の検討を行なうとともに、火災その他の災害現場において消防活動を正しく把握し、現場指揮者の補佐を行ない、消防機能を効果的に発揮させるために設けられたものである。

警備方面隊は市域を東西南北の4方面に分けて設置し、消防局警備課に所属する。

東警備方面隊は、城東署内に設置し、東、城東、旭、天王寺、東成、生野の六署を管轄、西警備方面隊は、局警備課内に設け、西、港、大正、此花、水上の五署を管轄、南警備方面隊は、阿倍野署内に設置し、南、阿倍野、西成、東住吉、住吉の五署の管轄、北警備方面隊は、北署内に設け、北、都島、福島、西淀川、東淀川の五署を管轄区域とする。

なお方面隊の設置にともない、1日付で人事異動を発令したが、司令以上の異動、昇任は次のとおり。

人事異動▷西方面隊第一部隊長(警備第一係長兼務)中渡瀬宣男▷同第二部隊長(警備第二係長兼務)中須賀一成▷北方面隊第一部隊長(北署警備担当司令)松本七郎▷同第二部隊長(港署警備担当司令)国貞挙吾▷東方面隊第一部隊長(東署警備担当司令)大西輝和▷同第二部隊長(此花署警備担当司令)成尾重敏▷南方面隊第一部隊長(東

消防庁 防災救急課発足

消防庁では8月1日付で総務課と教養課を再編成し、総務課、防災救急課、予防課の3課とした。

これは今回の法改正により救急業務の指導を強力に押しすすめるためその体制を整備されたものである。

尚、今回の編成替にともない、人事異動を発令したが、鹿野淳二氏が総務課長補佐に、村山茂直氏がそのまま防災救急課長に、永瀬章氏が消防大学教授を兼務、清水英明、野田一彦再氏が防災救急課長補佐に就任した。

住吉署警備担当司令)吉川幸一郎▷同第二部隊長(東成署警備担当司令)大倉久雄

▷昇任・北署警備担当司令(予防課)高橋毅▷昇任・此花署同(西成署)橋本茂樹▷昇任・東署同(北署)光崎一夫▷昇任・東成署同(人事教養課)島津朝武▷昇任・港署同(西成署)小竹正▷昇任・東住吉署同(警備課)審良市郎

既設防油堤、耐震配管

改修期限あと1ヶ月

1昨年(昭和41年)の法改正による屋外タンクの既設防油堤、屋内、外タンクの配管等の改修期限はいよいよ9月末日と、余すところ1ヶ月足らずとなった。

42年10月1日以降実施(9月30日迄に改修すべきもの)される改正点は次のとおり。

製造所—〔政令第9条24号〕—アセトアルデヒド、酸化プロピレンを取扱う設備には、不燃性ガス又は水蒸気封入装置を設けること。

屋外タンク貯蔵所—〔政令第11条5号〕—6類を除く屋外タンクの支柱は、鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造等の耐火性能を有すること。

〔規則第22条〕—防油堤の構造は、鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート又は土で造り、防油堤の高さが1mを超えるものは、堤内に入出するための階段又は土砂の盛上げを行うこと。

屋外タンク、屋内タンク貯蔵所—〔政令第11条12号の2政令第12条11号の2〕—液体危険物タンクの配管は地震等により、タンクと配管の結合部分に損傷を与えないようにすること。

〔政令第11条12号の4〕—アセトアルデヒド、酸化プロピレンのタンクには、保冷装置及び不燃ガス封入装置を設けること。

移動タンク貯蔵所—〔政令第15条2号の2〕—アセトアルデヒド、酸化プロピレンのタンクは、不燃ガス封入装置を設けること。

屋内貯蔵所—〔規則第16条の3〕—指定過酸化物の保安距離、保有空地等の特例

ABC
NH4H2PO4

いま話題の

ABC粉末消火器は

ヤマトが

開発しました!



ヤマト消火器株式会社

大阪・東京・福岡・北九州・尾道・名古屋・静岡・仙台・札幌・広島・富山